

# 更別村定住化促進住宅入居募集要領

定住化促進住宅は、更別村への移住定住促進を図るために設置している住宅で、その管理、使用等については、更別村定住化促進住宅管理条例に基づいて行われています。

更別村をよく知っていただき、将来更別村に住んでいただくことを目的とした住宅です。

## ◆ 定住化促進住宅に入居できる方は…

○今は更別村外に住んでいて、将来は村内に定住を希望している

○今は村外に住んでいて、短期間の研修を目的に6ヶ月以上更別村に居住を希望している

という方で、他に入居できる住宅がない方です。

## ◆ 定住化促進住宅に入居するには…

あらかじめ入居申請書を提出していただきます。入居申請書には次の書類を添付していただきます。

- ・前年度の所得を証明できる書類
- ・現在無職の方は預貯金の残高証明書
- ・ご本人含め同居する人全員の住民票
- ・更別村に定住する旨の確約書
- ・研修を目的として使用する場合は所属長の在籍等証明書

入居が適当であると決定しましたら、住宅入居契約書を取り交わしていただきます。

## ◆ 定住化促進住宅の内容は…

名称	建設年度	行政区	構造	床面積	住宅料(月額)	備考
定住化促進住宅 新栄1,2 (令和3年5月 全面リフォーム)	昭和 54	新栄町	コンクリート ブロック造	61.25㎡	17,900円	1棟2戸建 1LDK

※入居開始・終了した月の住宅料は日割りで計算します。

※ペット不可

## ◆ 入居できる期間は…

特別な事情がある場合を除き、最長2年間です。

※入居中に、村内で新しい住居を探していただきます。

## ◆ 住宅設備備品は…

【新築 1,2】

\*設備→システムキッチン（IHコンロ、換気扇）、エアコン（寒冷地仕様）、ストーブ、ユニットバス、シャワー付き水洗トイレ、独立洗面台、給湯ボイラー、防災無線戸別受信機、シューズボックス、収納スペース、など

※電化製品、食器棚等日常生活に必要な備品は入居者負担

## ◆ 住宅料の支払いは…

1年度分（4月から翌年の3月）の納付書を毎年4月（年度途中入居の際は入居月）に送付いたしますので、毎月の住宅料を月末までに更別村の指定する金融機関（更別村農業協同組合、帯広信用金庫、北洋銀行、北海道銀行）でお支払いいただきます。

## ◆ 入居者が負担するものは…

【新築 1,2】

燃料費、光熱水費、草刈・除雪等住宅管理費、ゴミ処理費、NHK受信料等にかかる費用、住宅・設備及び村備品に関する故意・過失による修繕費、電化製品設置費用等入居生活に係る費用

※各種手続きについても入居者で行ってください。

## ◆ 注意事項…

\*住宅の修繕について

住宅、設備及び村備品について、入居している方が日常的に生活し発生した痛みや故障については役場で修繕いたしますが、入居している方の不注意または過失による場合は、入居している方の負担で修繕していただきます。

\*水道の取り扱いについて

冬期間は水道の凍結による故障が多くなりますので、長期間不在となるときは、水落としをしてください。（元栓を閉め、蛇口も開けること）

\*トイレの取り扱いについて

水洗トイレですので、トイレトーパー等、必ず水に溶けるものを使用し、排水管がつまることのないよう注意願います。

\*住宅周辺の環境美化について

住宅の内部だけでなく、住宅周辺の環境美化にご協力をお願いします。定期的な草刈や清掃、除雪は入居者での実施となります。

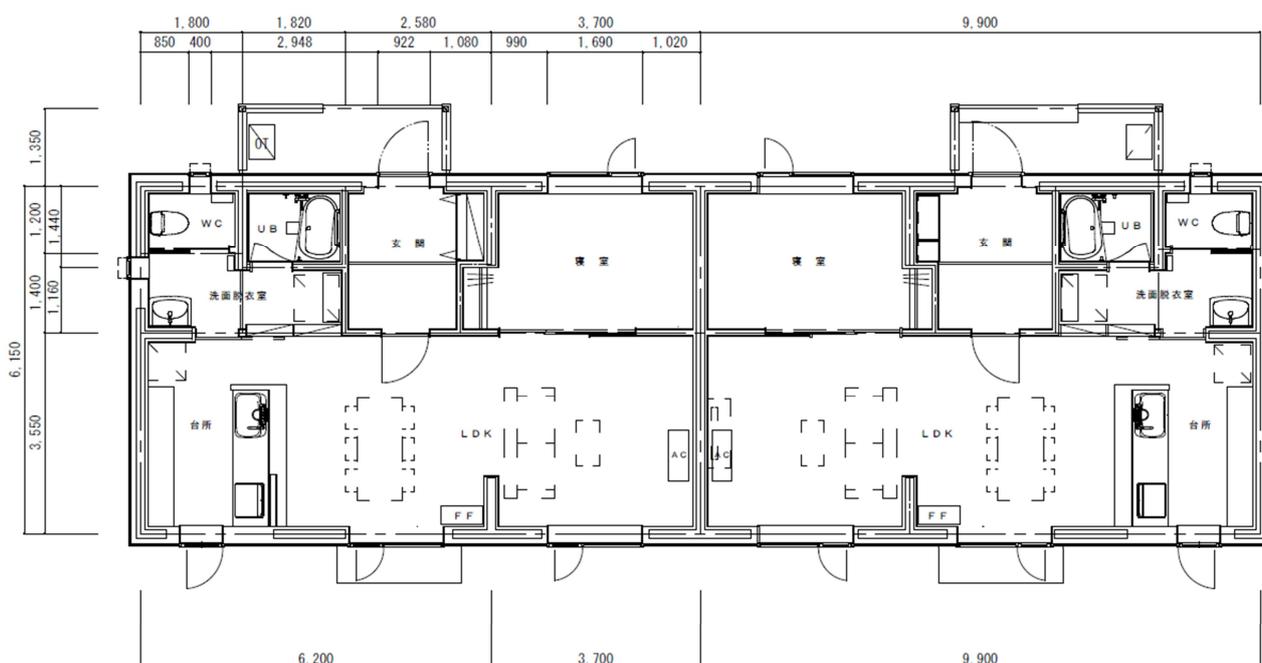
\*ゴミの排出について

ゴミの種類等によって収集日が決められています。所定の排出方法により排出してください。入居者の対応となります。

【定住化促進住宅新栄1,2】



【定住化促進住宅新栄 1,2 平面図】



定住化促進住宅新栄 平面図